

平成二十年六月二十四日受領  
答弁第五五〇号

内閣衆質一六九第五五〇号

平成二十年六月二十四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員辻元清美君提出砂川事件最高裁判決における我が国の司法権の独立に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出砂川事件最高裁判決における我が国の司法権の独立に関する質問に対する

答弁書

一から四までについて

御指摘の報道については承知しているが、御指摘の報道における文書がいかなるものか定かではなく、また、当該文書が作成されたとされる時期から相当の年月が経過しており、政府としてその内容について現時点で承知しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

また、我が国における御指摘の二件の裁判以外のその他の裁判についての日米間のやり取り等に関するお尋ねについては、新たに調査を行えばその作業が膨大になることから、お答えすることは困難である。